

西宮市UR借上市営住宅の住み替え等に伴う要配慮者等に関する 庁内連携会議設置運営要綱

(目 的)

第1条 本市が、現独立行政法人都市再生機構から20年の期限付きで借り上げた阪神・淡路大震災により住宅を失った被災者等のための住宅（以下、「UR借上市営住宅」という。）において、住み替えに配慮を要する重度の障害者や要介護者等（以下、「要配慮者」という。）の円滑な住み替えを進める上で、必要な支援の検討と実施につき、庁内の住宅部と健康福祉局等との連携を図るため、「UR借上市営住宅の住み替え等に伴う要配慮者等に関する庁内連携会議（以下、「庁内連携会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連携会議は、次の掲げる事項について所掌する。

- (1) UR借上市営住宅の円滑な住み替えに向けた要配慮者等への支援内容等の検討に関すること
- (2) UR借上市営住宅の住み替えに伴う要配慮者等への支援の実施に関すること
- (3) その他、当庁内連携会議で検討が必要な事項

(組 織)

第3条 庁内連携会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は住宅部長を、副議長は生活支援部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 議長は、会議を代表し会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、議長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者（外部の医療、介護専門家等）を出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、住宅建替推進課に設置する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

別 表

都市局	住宅部	住宅管理課長
都市局	住宅部	住宅建替推進課長
都市局	住宅部	住宅入居・家賃課長
都市局	住宅部	住宅整備課長
健康福祉局	福祉総括室	福祉のまちづくり課長
健康福祉局	福祉部	高齢福祉課長
健康福祉局	福祉部	障害福祉課長
健康福祉局	生活支援部	生活支援課長
健康福祉局	生活支援部	厚生第 1 課長
健康福祉局	生活支援部	厚生第 2 課長
健康福祉局	保健所	地域保健課長
健康福祉局	保健所	健康増進課長